

「応援事業」実施します



「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、
子ども食堂の継続に支障が出ている
みなさんの活動を応援するため、協力金を支給します。

支給額
12万円

申請期間が増えました!!

—申請期間—

<第3期申請>

9月5日(月)～10月31日(月)

<第4期申請>

12月1日(木)～1月31日(火)

<第1期申請>

4月27日(水)～5月20日(金)

※ 申請期間内の消印有効です。

<第2期申請>

7月1日(金)～8月19日(金)

※ 活動拠点ごとに今年度1回のみご申請いただけます。

物価高騰への対応として、7月21日付で支給額及び申請期間を拡充しました
(今年度すでに支給済の申請者には、差額に相当する額(2万円)を追加支給します。)

【問合せ先・申請書類の提出先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課企画グループ

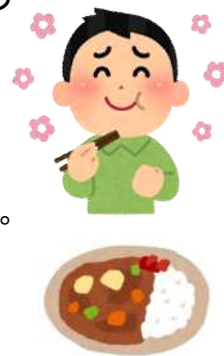
電話: 045-210-4690(直通) メール: jisedai-kikaku.pg3k@pref.kanagawa.lg.jp

協力金の申請について

支給対象

神奈川県内で子ども食堂を運営する団体又は個人のうち、次に掲げるいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 食品衛生法上の営業許可を取得又は保健所へ届出を行っている、もしくは、定期的に保健所等へ相談するなど、衛生管理を適切に行っている者。
- (2) 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等から食事の提供を受ける者。



支給額

12万円

(神奈川県内に複数の活動拠点を有する場合は、活動拠点ごとに支給できます。)

※今年度すでに支給済の申請者には、差額に相当する額(2万円)を追加支給します。

主な支給要件

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ**新しい生活様式に対応した子ども食堂の活動**を行うこと。
- ・子ども食堂の利用者を適切に把握し、活動を行う者又は利用者に新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者を確認した場合、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。また、県が発行する「感染防止対策取組書」の登録に努めること。
- ・食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。
- ・県ホームページ「子どもの居場所ポータルサイト かながわスマイルテーブル」に登録すること。

申請方法

申請書類をご用意の上、郵送にて申請してください。(申請期間内の消印有効)

申請書類は県ホームページ「子どもの居場所ポータルサイトかながわスマイルテーブル」からダウンロードできます。

申請書類

- ・神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給申請書(第1号様式)
- ・神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動計画書(第2号様式)
- ・神奈川県子ども食堂応援事業協力金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- ・「子どもの居場所ポータルサイトかながわスマイルテーブル」への情報掲載依頼書兼誓約書

<新しい生活様式に対応した子ども食堂の活動例>

- ・身体的距離の確保
- ・マスクの着用、手洗い
- ・食事(横並びで座る、大皿を避けて個々に提供、持ち帰り)



子どもの居場所ポータルサイト かながわスマイルテーブル

神奈川県が運営する、地域の子どもの対象とした居場所の紹介や、活用できる助成金・セミナーなどの情報をまとめたサイトです。居場所の情報を掲載したい方や、活動団体をサポートしてくださる方も募集中です。



(申請書類はこちらから)